

町営霊園公募の ご案内（10区画）

現在、利根町営霊園に空き区画が10区画ありますので、霊園使用希望者はお申し込みください。

【募集内容等】

- ・墓地の種類 普通墓地
- ・1区画面積 3㎡
- ・区画数 10区画
- ・永代使用料 350,000円
- ・管理料 年額4,000円

【申請の受け付け】

- ・申請先 役場環境対策課
*電話予約はできません。
- 必ず、申請者本人が窓口で申請してください。
- ・申請 随時 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日を除く）
- ・受付時間 午前8時30分～正午、
午後1時～5時15分

【申請時に持参するもの】

- ・印鑑
- ・免許証など本人確認ができる身分証明書

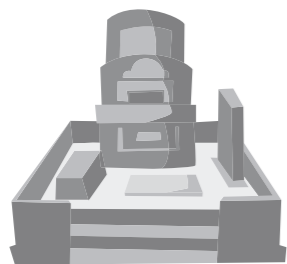
【申請資格】

- ・町内に住所を有する方で、3年以上前に住民登録をし、現在も居住している方。
- ・申し込みは、一世帯1区画に限ります。
- ・町営霊園内に墓地を持っていない方。

【注意事項】

- 次の場合は、申請が無効となります。
- ・申請資格が無いとき。
- ・その他、偽って申し込みをしたとき。

◎問い合わせ先 役場環境対策課
Tel 68 - 2211（内線252）



利根町障害者（児） 住宅リフォーム 助成のお知らせ

心身に重度の障がいがある方の日常生活を容易にするため、階段、廊下、居室、浴室、便所、洗面台、台所などのリフォームに要する費用を助成します。
※介護保険により、同様のサービスを利用できる場合は介護保険が優先となります。

【対象者】

- ・町内に居住する方で次のいずれかに該当し、住宅のリフォームが必要と認められる方。
- ・身体障害者手帳の下肢、または体幹機能障害の個別等級が1級、または2級の方。
- ・療育手帳のマルAの方。

【申請に必要なもの】

- ・身体障害者手帳、または療育手帳
- ・整備計画書
- ・工事見積書
- ・その他資料（カタログ、仕様書、設計書の写しなど）
- ・印鑑

【申請期間】

- ・4月から11月末日まで
※改造工事前に申請が必要です。

【助成額】

- ・工事に係る費用（40万円を限度）の4分の3に相当する額を助成します。

◎申請・問い合わせ先 役場福祉課 社会福祉係
Tel 68 - 2211
（内線343）



後期高齢者医療保険料の軽減が変わります

後期高齢者医療の保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方（世帯）や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険（被用者保険）の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

保険料軽減については、制度施行にあたり激変緩和措置がとられていましたが、制度の持続性を高めるため、負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、措置を見直すことが決まりました。

平成29年度は、均等割額および所得割額の軽減判定と軽減割合に変更があります。

※下線部が変更点になります。

<平成28年度>

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+「 <u>26万5千円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「 <u>48万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が5割軽減されます。

③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：3,900円）



<平成29年度>

① 均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯 ※その他各種所得がない場合	9割	3,900円
33万円以下の世帯	8.5割	5,900円
33万円+「 <u>27万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	19,700円
33万円+「 <u>49万円</u> ×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	31,600円

② 所得割額の軽減

基礎控除額後の総所得金額等が58万円以下（年金収入のみの方は、年金収入額が211万円以下）の場合は、所得割額が2割軽減されます。

③ 加入前に被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。（軽減後の年間保険料：11,800円）

◎問い合わせ先

保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 Tel 029-309-1213
保険料の納付について 役場保険年金課 後期医療係 Tel 68-2211（内線239）